

# 異議申立書

2015年（平成27年）8月7日

原子力規制委員会御中

異議申立人 総代 阪上 武

総代 満田 夏花

総代 高木 章次

行政不服審査法の規定に基づき、次の通り異議を申し立てる。

1. 異議申立人の氏名及び年齢並びに住所

（別紙）1973名

2. 異議申立てに係る処分

九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉の高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定変更認可申請（2013年（平成25年）12月18日申請、2015年（平成27年）7月3日及び7月30日補正申請）の認可処分（2015年（平成27年）8月5日）

3. 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

2015年（平成27年）8月5日

4. 異議申立ての趣旨

「2. 記載の処分を取り消す。」との決定を求める。

5. 異議申立ての理由

概要（詳細は別紙に記載）

（1）2015年7月3日の補正申請は、基準地震動の変更による耐震安全性評価の追加を含み、本申請に匹敵する内容だが、原子力規制委員会・規制庁は、川内原発の再稼働予定に合わせるように、補正申請からわずか1ヶ月程度で終わらせ、再稼働予定の直前の8月5日に駆け込みで認可を下した。

（2）補正申請で追加された耐震安全性評価により、配管の腐食減肉を想定した疲労の評価で許容値1に対し0.991という危険個所が見つかったが、これが周辺の同様な対象部位と比較して本当に最大値であるのか、またばらつきや不確かさが考慮されているのかについて、審査の過程で確認された形跡がなく、評価部位を広げたり、この部位についての詳細な現場検証を実施したり、外部有識者から意見を聞くといった措置もとられていない。

（3）2015年7月3日の補正申請により、追加となった基準地震動 $S_s-2$ についても評価を実施するとしているが、実際には、基準地震動 $S_s-1$ による評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象についてしか実施されていない。

（4）2015年7月3日の補正申請の内容や結論を確認するための現場検証が実施されていない

（5）運転開始30年を超過しての認可は、30年が経過する日までに認可することを定めた実用炉規則及び高経年化対策実施ガイドに違反しており、不当である。

（6）上記により、本件認可処分は、原子炉等規制法43条の3の24第2項「原子力規制委員会は、保安規定が…発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。」との規定に基づき、取り消すべきである。

6. 口頭意見陳述会の開催

希望します。

7. 執行停止処分の申し立て

本件処分の執行停止処分を申し立てる。

8. 処分庁の教示

なし